

著作権法114条3項に関する裁判例の分析

～近年の写真・画像をめぐる著作権侵害事件にフォーカスして～



辻本法律特許事務所
弁護士 松田 さとみ

第1 はじめに

携帯電話端末にカメラを搭載し、撮影した画像を電子メールに添付して送信する機能が提供されたのが2000年であるが、2003年には100万画素のデジタルカメラを搭載したメガピクセル携帯電話端末が発売され、それ以降、カメラ付き携帯電話端末の性能は上がったとされている¹。昨今、スマートフォンの普及により、誰しも手軽に自らが撮影した写真や動画をSNS等に投稿し、また投稿した写真や動画を第三者がスクリーンショットして画像にし、利用することが可能になっている。そのため、インターネット上の写真や画像が予期せぬ形で利用されるケースも増加しており、著作権侵害における損害額算定が重要性を増している。

もっとも、損害額は、もっぱら著作権法114条3項に基づいて算定されているが、同条項の「著作権・・・の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額」の算定方法には幅がある。そこで、本稿では、近年の写真・画像をめぐる著作権侵害に基づく損害賠償請求事件にフォーカスし、著作権法114条3項に関する裁判例の分析を行いたい。

第2 裁判例

写真に関する著作権侵害に基づく損害賠償請求事件としては、知財高裁令和7年7月31日判決・令和6年(ネ)第10075号（原審 東京地裁令和6年9月26日判決・令和5年(ワ)第70388号²）がある。この事件は、宗教法人が発行する新聞に掲載された写真を元会員がスマートフォンで撮影し、これをツイッターに掲載した行為が著作権を侵害するとして不法行為に基づく損害賠償を請求した事案であるが、原告（控訴人）は、著作権法114条3項に基づき、全国紙である毎日新聞を発行する毎日新聞社の毎日フォトバンクの料金表を参考として使用料相当額を算定した上で、現行著作権法114条3項が「侵害し得」を避けるために旧法にあった「通常」の文言を削除した趣旨に照らせば、被告による著作権侵害の程度が著しいこと、その行為態様が極めて悪質で

1 総務省「令和元年版 情報通信白書 第1部」<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r01/html/nd111110.html>

2 判例時報2635号・93頁。

あること、被告が本件各投稿を削除せず掲載し続けており全く反省の態度が見られないことに照らして、無断使用による加算として使用料相当額に50パーセントを加算すべきであると主張した。この点、同事件では、第1審・控訴審とも被告（被控訴人）による本件各写真の利用は、著作権法32条1項の引用に該当するとして原告（控訴人）の請求を退けたため損害額の争点につき判断はされなかったが、引用に該当しないとされた場合には使用料相当額につき、原告の主張にしたがった料金表を基準に使用料相当額が算定されたのか、無断使用につき加算が認められたのか、被告の行為態様は使用料相当額に影響するのか等、いかなる判断がなされたか興味深いところである。以下、近年の写真・画像をめぐる著作権侵害に基づく損害賠償請求事件につき、侵害態様・請求額・認容額・原告の主張・裁判所の判断をそれぞれ挙げていく。

①東京地裁令和8年4月24日判決・令和7年(ワ)第70274号

【侵害態様】 約3年3か月弱の間、被告がツイッターのアカウントのアイコンの画像として原告が著作権を有する原告がプロのカメラマンに委託し撮影してもらった原告の販売する商品の写真をトリミングした写真を掲載した（被告は本人訴訟）。

【請求額】 55万円

別途、発信者情報開示請求及び弁護士会照会費用25万6068円、弁護士費用8万0606円の合計88万6674円を請求

【認容額】 5万円

別途、特定費用1万円、弁護士費用5000円の合計6万5000円を認容

【原告の主張】 原告において、本件投稿のように原告のブランド価値を毀損するような利用を許諾することはあり得ず、その損害は、ブランド価値の填補を含む使用料相当額として55万円が相当であると主張した。

【裁判所の判断】 協同組合日本写真家ユニオンが定める使用料規程では、著作物をデジタル記録媒体に複製し、アイコンとして使用する場合の使用料は、12か月以内で1万5000円、使用期間が12か月を超えるときは次年度より毎年5000円とされていることを根拠に、被告は、令和4年7月13日から令和7年10月9日まで約3年3か月弱の間、本件写真をトリミングした写真を被告のツイッターのアカウントのアイコン画像として利用していたこと、他方で、本件写真はプロカメラマンが撮影したものではあるものの、商品を正面から撮影したもので、その構図や内容に照らし、創作性が高いとまではいえないこと、被告による本件写真の利用態様など本件に現れた諸事情を総合考慮すると、著作権侵害による損害額（使用料相当額）は、5万円と認めるのが相当であると判断された。

② 大阪地裁令和8年4月23日判決・令和7年(ワ)第8052号

【侵害態様】 原告が著作権を有し、「関西のつりWeb」との名称のウェブサイト内で掲載している写真5枚について、被告が自身の「GFC淡路島グランデシアから立ち寄りやすい、周辺の釣りスポット6選をご紹介します」と題するウェブページ上で配信した記事に無断で掲載した。

【請求額】 340万円

別途、弁護士費用34万円の合計374万円を請求

【認容額】 30万円

別途、弁護士費用3万円の合計33万円を認容

【原告の主張】 写真の無断利用に係る損害は、1点当たり月額2万円、侵害期間34か月のため写真5点の損害額は340万円である。原告は、「関西のつりWeb」とのウェブサイトにおいて、

写真の無断利用については、自社規定の料金である月額1万円の200パーセントの金額を請求する旨明示しており、無断利用者はこれに承諾したともいえるし、著作権法114条3項の趣旨に照らしても、上記損害算定は妥当なものといえると主張した。

【裁判所の判断】 令和6年10月に原告から請求を受けた後は直ちに被告ウェブ配信記事への本件各写真の掲載を削除したほか、その掲載中も、出典として「関西のつり」との記載をしていたもので、インターネット上の著作権の扱いに関する何らかの誤解があった可能性がうかがわれる一方で、少なくとも被告の主観面として、悪質な侵害態様であったとは言い難いことに加え、一般的な風景写真等の利用料金に係る双方提出の証拠、本件各写真の内容など諸事情を考慮し、本件各写真5点に係る侵害行為によって原告の被ったライセンス料相当の損害額（著作権法114条3項。ただし独占的利用権の侵害に係る損害算定との関係ではその類推適用）は計30万円と認めるのが相当であると判断された。

③ 大阪地裁令和8年3月17日判決・令和7年(ワ)第10048号

【侵害態様】 人物の写真などを中心に活動する写真家である原告が撮影した写真2枚及び投稿2件を無断掲載した。なお、本件各投稿では、本件各写真のうち一部が切り取られた画像が表示されていた。

【請求額】 本件投稿1につき23万1000円

別途、慰謝料として50万円、弁護士費用として7万3100円の合計80万4100円を請求
本件投稿2につき23万1000円

別途、慰謝料として40万円、弁護士費用として6万3100円の合計69万4100円を請求

【認容額】 本件投稿1につき4万円

別途、著作者人格権侵害に対する慰謝料10万円、弁護士費用1万円の合計15万円を認容
本件投稿2につき4万円

別途、著作者人格権侵害に対する慰謝料として8万円、弁護士費用として1万円の合計13万円を認容

【原告の主張】 原告はアナウンサーの写真などを多く手がけるところ、本件被告らがしたような無断転載が顧客であるアナウンサーなどに露見すれば、原告が無断でアナウンサーの写真を怪しいサイトに利用を許諾したように見えてしまい、そうすると、原告の信用は大きく低下してしまい、この意味で、本件のような無断利用については特に悪質であり通常の利用料の3倍の利用料を要すると主張した。

【裁判所の判断】 本件各写真の内容に加え、原告が写真家であることや、本件各投稿がいわゆるアフィリエイト収入目的でなされたものであるなどの本件における著作権侵害の態様その他一切の事情を踏まえると、本件各投稿のウェブサイト掲載期間が比較的短期間であったことを考慮しても、本件各写真の利用許諾料相当の損害額（著作権法114条3項）は1枚4万円で、その2枚分の合計8万円であると認めるのが相当であると判断された。

④ 東京地裁令和7年8月22日判決・令和7年(ワ)第70028号

【侵害態様】 原告がセーラームーンのコスプレをして写っている画像（原告が自己のTikTokのアカウントに投稿した動画の静止画）と画像の加工をしていない原告の顔写真をそれぞれ配置し、ハッシュタグにて被告のコメントを付してインスタグラムへ投稿した。なお、原告は、事務所に所属し、TikTok上でアニメキャラクター等のコスプレを中心とした短尺動画の投稿やライブ配信を行っている者であり、本件各投稿時点のフォロワーは約18万人であった（被告は

本人訴訟)。

【請求額】 30万円

別途、名誉感情侵害による損害額30万円、発信者情報開示費用77万円、弁護士費用13万7000円の合計150万7000円を請求

【認容額】 9万円

別途、発信者情報開示費用30万円、弁護士費用3万9000円の合計42万9000円を認容

【原告の主張】 著作権侵害に基づく損害の一種であるライセンス料相当額の算定に当たっては、本件の場合、当該著作物の価値（創作に要したコスト、当該著作物の収益性）や著作権侵害行為の態様等を考慮すべきであるとして、本件動画1の制作には、動画の構成から編集まで10時間程度、衣装代1万5254円を要し、本件動画2は、配信動画であるため編集等のコストはかかっていないものの、その動画の時間だけで3時間以上あり、かなりの労力を費やして制作したものであること、本件各動画を投稿した原告アカウントは年間1000万円ほどの利益を上げるものであるから、同アカウントを構成する本件各動画の経済的価値は極めて高いこと、本件各投稿は、いずれも原告の女性としての尊厳を損なうために無断で本件各動画を使用したものであり、その経済的価値をも毀損するものであることから、本件各動画の経済的価値及びその利用態様の悪質性に鑑みれば、本件各投稿により原告が受けたライセンス料相当額の損害額は30万円を下らないと主張した。

【裁判所の判断】 原告が本件各動画の利用を許諾する際のライセンス料の率又は額は、証拠上明らかでないが、証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件動画1の制作費用として少なくとも衣装代1万5254円を支出すると共に、本件各動画の制作に当たり相応の手間と長時間を要したことがうかがわれ、本件各投稿は、少なくとも原告にとって不快感ないし嫌悪感を覚えさせる内容のものと理解し得ることから、仮にこのような態様での利用を許諾する場合のライセンス料は、そのような事情の存在しない通常の場合よりも高率ないし高額になるものとみるのが合理的であること、本件各投稿時点である令和5年8月当時における原告のTikTokでのフォロワー数は18万人程度であったことや、本件各動画を含む原告アカウントによる令和5年度の売上が年間1000万円程度であること、他方、本件各投稿による著作権侵害が認められる本件各画像は合計3枚にとどまること、本件各投稿に対するコメントとしては本件投稿1についての1件にとどまり、本件各投稿が「いいね」等のリアクション数を得た数やシェアされた数、具体的な掲載期間等は明らかでないことなどを総合的に考慮すると、本件において原告が「受けるべき金銭の額に相当する額」（著作権法114条3項）としては、本件各画像の1画像当たり3万円、合計9万円と認めるのが相当であると判断された。

⑤ 東京地裁令和7年7月9日判決・令和6年(ワ)第70505号

※同控訴審判決である知財高裁令和8年1月27日判決・令和7年(ネ)第10061号も同旨

【侵害態様】 原告が作成した動画のスクリーンショット画像のインスタグラムへの投稿（被告は本人訴訟）

【請求額】 14万円

別途、著作者人格権侵害に対する慰謝料80万円、発信者情報開示費用120万4605円、弁護士費用21万4461円の合計235万9066円を請求

【認容額】 8万4000円

別途、著作者人格権侵害による慰謝料5万円、発信者情報開示費用30万円、弁護士費用4万5000円の合計47万9000円を認容

【原告の主張】 本件動画は、原告のそれまでの人生を振り返り、第二の人生の幕開けという思いをこめたものであり、本件画像をインターネット上に公開し続け、利用し続けているため、原告が著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、月額5000円が相当である。

【裁判所の判断】 本件動画の制作経過、本件動画の性質及び被告による本件動画の利用の態様に照らせば、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、月額3000円と認めるのが相当であると判断した。なお、本件画像が投稿された被告のInstagramアカウントのフォロワー数が24人であること、本件画像は、原告がInstagramにアップした本件動画をスクリーンショットした静止画で、本件動画のごく一部であることを含む一切の事情を勘案すると、著作者人格権侵害による慰謝料額は5万円と認めるのが相当であると判断された。

⑥ 東京地裁令和6年11月14日判決・令和5年(ワ)第70611号

【侵害態様】 被告がインターネットオークションサイト（ヤフオク!）に釣り具を出品した際、原告の販売する釣り具を撮影した写真9点を2時間強、掲載した。

【請求額】 99万円

別途、発信者情報開示手続費用38万5000円、弁護士費用13万7500円の合計151万2500円を請求

【認容額】 13万5000円

別途、発信者情報開示手続費用20万円、弁護士費用3万3000円の合計36万8000円を認容

【原告の主張】 原告は、原告ウェブサイト上に、画像無断転載の際の使用料について規定を置いており、画像無断使用は1点につき11万円を請求することとしているため、被告の著作権侵害の不法行為に起因する損害は、写真9点の合計で99万円となると主張した。

【裁判所の判断】 被告が本件各写真を利用した期間は、上記のとおり2時間強にとどまるが、これは、原告が、本件投稿の約1時間後に、本件オークションサイトの出品者への質問を投稿する機能を利用して、出品者に対し、テキスト及び画像の無断転載を確認したため原告の規定に従った利用料金を請求する旨の予告をしたという事情を受けて行われたものであり、また、本件各写真は、原告の取り扱う本件商品の広告販売を目的として撮影されたものであるところ、証拠によれば、原告は、原告の取扱商品を卸している販売店等の正規の取引先に対して商品写真の利用を許諾することはあるものの、原告の取扱商品を高額で転売するような正規の取引先でない販売者に対して商品写真の利用を許諾した事例はないことが認められ、原告においては、被告のような正規の取引先でない販売者との間で本件各写真の利用許諾契約を締結することは想定されていないとみられるといった事情に加え、「著作権…の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額」（著作権法114条3項）は著作権侵害をした者との関係で事後的に定められるものであることその他本件に顕れた一切の事情を総合的に考慮すると、本件において原告が受けるべき金銭の額に相当する額は、本件各写真1点当たり1万5000円、合計13万5000円とするのが相当であると判断された。

⑦ 東京地裁令和4年6月7日判決・令和3年(ワ)第10569号

【侵害態様】 原告がアメリカ合衆国内のレストランにて撮影したワインのボトルと赤ワインが入った1杯のグラスの写真を被告が複製し、その複製物のデータをURLに蔵置し、当該URLにアクセスすれば被告写真が表示されるようにして被告が自身の運営するアートに関する各種記事を掲載するウェブサイトに掲載した（被告は本人訴訟）。

【請求額】 21万4454円

別途、氏名表示権侵害による慰謝料5万円、弁護士費用5万円の合計31万4454円を請求

【認容額】 6万円

別途、氏名表示権侵害による慰謝料3万円、弁護士費用1万円の合計10万円を認容

【原告の主張】 原告は、全米報道写真家協会の生涯会員であり、その写真を営利目的で使用する
場合、欧米で広く利用されているfotoQuoteソフトの料金表に従ってライセンス料を課している
ため、そのライセンス料が、著作権法114条3項に基づき、原告の著作権の行使につき受ける
べき金銭であって、原告は、自身の写真についてfotoQuote料金表に基づく多数のライセン
ス実績を有する。被告による被告写真の使用態様は、上記料金表において、日本語による日本
市場向けのWeb広告（Web Ad National Market）に該当し、被告は、被告写真を、480×640
ピクセルの大きさで、平成30年5月18日から少なくとも令和2年12月7日まで、3年以内の期
間掲載していたため、その正規ライセンス料は、fotoQuoteのデフォルト価格によると、上記
料金表に定める2008米ドルであり、令和3年3月3日現在、1ドルは106.80円であるか、当該
レートで円換算すると、正規ライセンス料は21万4454円である。仮に文化庁から著作権と管理
団体に指定され著作権使用料について文化庁の審査を経ている協同組合日本写真家ユニオンの
使用料規定を利用すると、原告写真は「商用広告目的」の「HPトップページ」に該当し、使
用期間は2年7か月であるから、その使用料は、12万円（6万円＋3万円×2年）となると主
張した。

【裁判所の判断】 原告は、fotoQuoteという名称のソフトウェアで算定されるライセンス料を参
考に、少なくとも7回、それぞれ本件と異なる写真について552米ドルから795米ドルの間でラ
イセンス契約を締結した実績があることが認められ、同ライセンス契約における写真の利用態
様や、契約締結の経緯、ライセンス料の決定過程は明らかではないが、以上の被告写真の使用
の態様、期間、原告のライセンス契約の実績等を総合的に考慮すると、被告による複製権、公
衆送信権侵害に係るライセンス料相当損害金は、6万円とするのが相当であると判断された。

第3 検討

1 使用料相当額算定の考慮要素

上記の裁判例では使用料相当額を算定するにあたり具体的にはどのような要素が考慮されてい
るかにつき、以下、検討していく。

(1) 一般的な使用料規程等

写真については、裁判例①及び⑦で提出があった協同組合日本写真家ユニオンが定める使用料
規程や裁判例⑦で提出があった写真を営利目的で使用する場合に欧米で広く利用されている
fotoQuoteソフトの料金表が証拠として提出されるケースが多く、裁判例①では同使用料規程に
基づいて使用料相当額が認定されている。また、裁判例⑦では、fotoQuoteソフトで算定された
ライセンス料を参考に、少なくとも7回、それぞれ本件と異なる写真について552米ドルから795
米ドルの間でライセンス契約を締結した実績があること等を踏まえ、使用料相当額が認定されて
いる。

その他、裁判例②においても原告被告双方から提出のあった一般的な風景写真等の利用料金に
かかる証拠が使用料相当額算定にあたって考慮されている。

このように一般的な使用料規程等については使用料相当額の算定にあたり考慮要素とされる場
合が多い。

(2) 自社の使用料規定

自社の使用料に関する規定が証拠として提出されているのは、裁判例③のみであるが、裁判例③については自らのウェブサイトに掲げる画像使用料の金額については、「実際の取引事例などをもって利用許諾料の相場等を示すものではない」として、考慮要素とはされなかった。

もっとも、「実際の取引事例などをもって利用許諾料の相場等」を示すことができたのであれば考慮要素となり得るとも見受けられるため、自社の使用料規定を証拠提出するにあたっては取引事例も挙げるのが肝要であろう。

(3) 無断使用によるペナルティ規定

ウェブページに「無断使用 1 点につき〇万円」といったような表示をしているケースがあるが、「ライセンス料相当額は、侵害をしなかった場合と侵害をした場合とを比較して侵害者製品の利益がどの程度上昇したかを認定し、その全部又は一部を権利者に分配するという発想で算定すべき」との指摘があるとおり³、不法行為による損害賠償については侵害がなかった場合と侵害があった場合の差額を損害とするといった考え方が通説であるから、裁判所としては無断利用によるペナルティ規定を考慮することには消極的な印象を受ける。

現に、無断使用の場合の規定については、「権利者の一方的な方針ないし宣言、しかも、対象とする著作物の内容などを踏まえない一律のものをもって、損害算定上の基礎とすることは困難である」として裁判例②では適用が否定されており、裁判例⑥においても、原告ウェブサイト上に掲載されている画像無断使用 1 点につき11万円とする画像無断転載の際の使用料規定については考慮されず（なお、被告は、原告ウェブサイトとは別のウェブサイトから画像を転載したため、原告ウェブサイト上の画像無断転載に係る規定の存在を知らなかった旨反論している）、写真 1 点当たり 1 万5000円と認定されている。

もっとも、裁判例④では、「本件各投稿は、少なくとも原告にとって不快感ないし嫌悪感を覚えさせる内容のものと理解し得ることから、仮にこのような態様での利用を許諾する場合のライセンス料は、そのような事情の存在しない通常の場合よりも高率ないし高額になるものとみるのが合理的である」として、侵害態様の悪質性に鑑みた考慮要素が肯定されている。ただ、この件については、原告の請求が30万円であるところ、各投稿のコメントが1件にとどまり、各投稿のリアクション数を得た数やシェアされた数、具体的な掲載期間等が総合考慮され、認容されたのは1画像当たり3万円、合計9万円に過ぎなかったため、結論としては原告の期待には到底届かない認定のような印象を受ける⁴。

また、裁判例③では、「一般に人物写真をウェブサイトに掲載する際の利用料は1枚5000円程度、サイト全体のトップページであっても1枚1万円から2万円程度であるから、本件のようにウェブページの1記事程度であれば1枚5000円程度が相当である」旨の被告の主張に対し、「著作権法114条3項に基づき著作権侵害に係る損害額を算定するに際しては、通常の利用許諾料相当額をもって損害額とすることはいわゆる侵害し得の事態を招くなどの問題意識を踏まえた法改

3 前田健「新たなビジネスモデルと特許権・著作権侵害の損害額算定上の課題」パテント2022 Vol.75 No.11（別冊No.27）52頁。

4 賠償額が抑えられる点については、「インターネット技術の進展及び著作物利用の多様化に伴い、全ての著作権侵害者に対する摘発がより不可能、かつ不経済という現実を踏まえ、日和見主義になってきた加害者の行為を抑止するために、効率的行動を惹起するインセンティブとしての付加的損害賠償は有効であるかもしれない」（鄭鈺璇「著作権法における法定損害賠償制度の再検討～追加的損害賠償の可能性を中心に～」パテント2022 Vol.75 No.2 77頁）といった指摘もある。

正で同項の『通常受けるべき金銭の額』から『通常』の文言が削除されたことや、その後のさらなる改正で規定された同条5項掲記の考慮が求められるものというべきところ、被告らの主張は、これら法改正の内容、趣旨に反し、通常の利用許諾料相当額をもって損害額を算定すべきとするに等しく、その掲げる金額の当否にかかわらず、一般論として採用できるところではない」と判示されている。この件については、各投稿がいわゆるアフィリエイト収入目的でなされたものであるなど侵害態様の悪質性に鑑み、かかる判示がなされたと考えられるため、侵害態様の悪質性に関する主張が重要であるといえる。

(4) 同種他事案での示談例

裁判例③では、同種他事案において通常の利用料の3倍程度の金額で示談をしたことがある旨主張されているが、「示談における解決金額は、経緯も含めた個別具体的な事情によって定まるもので、この種の事案では、被疑侵害者において、訴訟回避という別の考慮要素も加わることが少なくないと考えられるところ、著作権法114条3項による損害算定に当たって、当然に参酌できるものではな」として退けられているため、考慮要素にはなりにくいことが伺える。

(5) 撮影者の属性

裁判例①、③、⑦については、当該写真の撮影はプロカメラマンによって行われているが、かかる撮影者の属性は使用料相当額算定について、どのような影響を与えているか。

裁判例①では「本件写真はプロカメラマンが撮影したものではあるものの、商品を正面から撮影したもので、その構図や内容に照らし、創作性が高いとまではいえないこと」といったようにプロカメラマンが撮影したことのみでは使用料相当額を引き上げる要素としては捉えられておらず、また裁判例③においても著作権侵害の態様の要素として「原告が写真家であること」は考慮されているが、そのことによってどの程度損害額に影響があるかは明らかではない。裁判例⑦では、原告において「全米報道写真家協会の生涯会員である」旨主張されているが、被告からは「学生も入れる互助会のような組織であり、会員であることはクリエイターとしての質を担保するものではない」と反論されており、裁判所の判断では撮影者（原告）の属性について言及されておらず、考慮要素としては挙げられていない。

したがって、撮影者の属性についても、損害額の算定にあたって考慮要素とはなりにくいことが伺える。

2 発信者情報開示等の費用について

本論からは外れるが、SNS等は匿名で発信が可能であるため、インターネットを介した著作権侵害に基づく損害賠償請求事件においては、侵害者（発信者）の特定が必要になるケースが多く、上記裁判例のうち①④⑤⑥の4件は発信者情報開示手続を経ており、発信者情報開示請求にかかる費用が請求されている。

この点、発信者情報開示の仮処分及び訴訟を適切に遂行するために専門的知識を有する弁護士に委任することはやむを得ない場合があるといえることから、発信者情報開示の費用については、社会通念上相当な範囲において、被告による不法行為と相当因果関係のある損害として認められている。ただ、裁判例においても、原告の請求額全額を認容したケースはなく、裁判例④や⑤では、「発信者により侵害されたとする権利の内容、上記各手続の性質を勘案すると、発信者情報開示の費用のうち30万円については、社会通念上相当な範囲として、被告の不法行為と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である」として、その一部に限り、認められている。

不法行為に基づく損害賠償請求の際に弁護士費用として認定される損害額が一般的には請求認容額の10パーセントであるのに対し、発信者情報開示費用については裁判例④では77万円の請求に対して30万円、裁判例⑤では120万4605円に対して30万円、裁判例⑥では38万5000円の請求に対して20万円がそれぞれ認められているため、比較的高額であるといえるが、裁判例①のように「被告により侵害されたとする権利の内容、発信者情報開示請求の対象が被告以外のアカウントを含むものであること、上記各手続における委任事務の内容その他一切の事情を踏まえると、被告の不法行為と相当因果関係のある特定費用は1万円と認めるのが相当である」として25万6068円の請求に対して1万円の範囲でしか認容されなかった例もある。

インターネット上の投稿は通常匿名でなされるため、インターネット上の投稿に対して著作権侵害に基づく損害賠償請求をするためには発信者情報開示請求が欠かせず、手続をスムーズに進めるためには弁護士を代理人として選任するほかなないと考えられるが、上記裁判例のとおり、著作権侵害に基づく損害として認容される賠償金の額がそれほど高額にはならない以上、抑止力の観点からもなるべく広い範囲で社会通念上相当な額として当該費用が認容されることが望ましいと言えよう。

第4 結語

以上、検討してきたとおり、使用料相当額の算定にあたっては、同種他事案での示談例や撮影者の属性等、考慮要素になりにくいと見受けられる要素もあるが、一般的な使用規程等の他に侵害態様の悪質性についても考慮されていることが伺えるため、写真や画像が実際にどのような態様で、どの程度の期間にわたって、どのような目的で利用されたか等の主張立証が重要である。

写真・画像をめぐる裁判例ではないが、著作権法114条3項に基づく請求については、高額賠償認容例⁵も出されているため、今後も判決の動向を注視していきたい。

5 東京地裁令和6年4月18日判決・令和4年(ワ)第18776号